

電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニバーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の額及び徴収方法の認可）について

（諮問第3034号）

<目 次>

1	諮問書	.....	1
2	申請概要	.....	2
3	審査結果	.....	25
4	参考資料	.....	28

別添

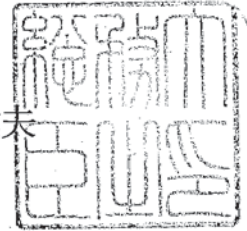
- 交付金の額及び交付方法の認可申請書（写）
- 負担金の額及び徴収方法の認可申請書（写）



諮問第3034号  
平成23年9月30日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣 川端 達夫



### 諮問書

基礎的電気通信役務支援機関である社団法人電気通信事業者協会（会長 孫 正義）から、平成23年9月21日付けTCA支-096及びTCA支-097により、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第109条第1項の規定に基づく交付金の額及び交付方法並びに法第110条第2項の規定に基づく負担金の額及び徴収方法について認可申請があった。

当該申請に係る認可について、法第169条第1号の規定により諮問する。

# I 申請概要

## 1 申請者

基礎的電気通信役務支援機関 社団法人電気通信事業者協会(会長 孫 正義)  
(以下「支援機関」という。)

## 2 申請年月日

平成 23 年 9 月 21 日 (水)

## 3 概要

支援機関が

- (1) 電気通信事業法(以下「法」という。)第 109 条第 1 項の規定に基づき、適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)及び西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)に対する交付金の額及び交付方法の認可
- (2) 法第 110 条第 2 項の規定に基づき、負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法の認可を受けようとするもの。

## Ⅱ ユニバーサルサービス制度の概要

### 1 ユニバーサルサービスとは

国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべきサービス（法第7条、電気通信事業法施行規則第14条）

#### (1) 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話

加入者回線アクセス（基本料）

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線について、長期増分費用モデルで算出した回線費用と「全国平均費用＋標準偏差の2倍」の差額】

※加入電話に相当する光IP電話については、補填対象額の算定の対象外

#### (2) 第一種公衆電話

戸外における最低限の通信手段を確保する観点から市街地においてはおおむね500m四方に1台、それ以外の地域においてはおおむね1km四方に1台の基準により設置される公衆電話

【「原価－収益」の収支差額】

#### (3) 緊急通報（警察110番、海上保安庁118番、消防119番）

・ 加入電話又は加入電話に相当する光IP電話から発信されるもの

【加入者回線のうち高コスト側上位4.9%に属する回線に対応した緊急通報繋ぎこみ回線に係る原価】

※加入電話に相当する光IP電話については、補填対象額の算定の対象外

・ 第一種公衆電話から発信されるもの

【「原価－収益」の収支差額】

### 2 申請に関する項目

#### (1) 負担金

##### ① 負担金の額

ア 負担金に関連する費用

##### (i) 補填対象額

・ NTT東日本及びNTT西日本（以下「NTT東西」という。）の加入者回線アクセス、第一種公衆電話、緊急通報について、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（以下「算定規則」という。）第5条第1項等で定められた方法により算定された額。

##### (ii) 支援業務費

・ 支援機関が負担金の徴収、交付金の交付等のために要する費用。

## イ 番号単価

- ・ 補填対象額に支援業務費を加えた額を負担事業者の総稼働電気通信番号数及び12（か月）で除し、端数処理（整数未満四捨五入）を行い、月当たりの額（＝合算番号単価）を算出。その上で、合算番号単価をNTT東西各々の補填対象額の割合で案分して得られた額。

## ウ 負担事業者

- ・ 前年度の電気通信事業収益が10億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

## エ 負担金の額

- ・ 番号単価に毎月の各負担事業者の稼働電気通信番号数を乗じて算出した額等。

## ② 徴収方法

- ・ 支援機関が、負担事業者から負担金を徴収する方法（負担事業者から支援機関に対する納付手段（銀行振込、）納付期限等）。

## (2) 交付金

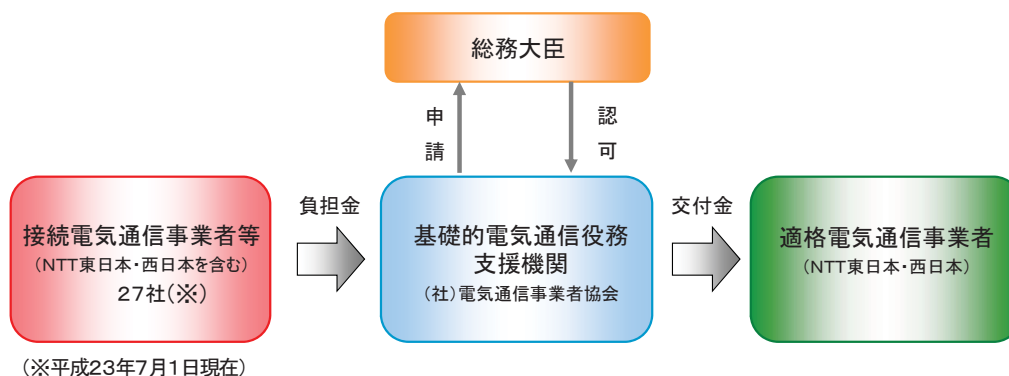
### ① 交付金の額

- ・ 補填対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除して得られた額。

### ② 交付方法

- ・ 支援機関が、適格電気通信事業者に交付金を交付する方法（交付手段（銀行振込、交付期限等）。

## 【参考】 本制度における交付金・負担金の流れ



### Ⅲ 負担金の額及び徴収方法

#### 1 負担金の額

##### (1) 補填対象額

	NTT東日本 ※	NTT西日本	NTT東西合計
加入電話に係る加入者回線 (基本料)	4,409,601,049 円	2,671,016,836 円	7,080,617,885 円
加入電話に係る緊急通報	37,750,760 円	13,476,855 円	51,227,615 円
第一種公衆電話に係るもの	2,014,783,192 円	1,959,692,818 円	3,974,476,010 円
合 計	6,462,135,001 円	4,644,186,509 円	11,106,321,510 円

※ 東日本大震災による災害特別損失のうち基礎的電気通信役務の設備利用部門に係る費用の一部を算入した原価を用いて算定している。

このため、算定規則第3条に基づく特別の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。

##### (2) 支援業務費

###### ① 算定方法

支援機関の運営に必要な人員に係る人件費、複写経費・備品借料等に係る物件費等及びユニバーサルサービス制度の周知に必要な新聞広告・パンフレット作成・コールセンター委託等に係る周知費用を合計した当年度費用額から、前年度の次期繰越収支差額を減額して算出。

###### ② 算定結果

区 分		金 額
(7) 支援機関の 運営費用	(a) 人件費	24,874,000 円
	(b) 物件費等	15,131,000 円
	(c) 小計	40,005,000 円
(イ) 周知費用	(a) 新聞広告・パンフレット作成費等	18,820,000 円
	(b) コールセンター委託費	9,920,000 円
	(c) 小計	28,740,000 円
(ウ) 当年度費用額 (= (7) の (c) と (イ) の (c) の合計)		68,745,000 円

区 分	金 額
-----	-----

(a) 当年度費用額	68,745,000 円
(b) 前年度の次期繰越収支差額	12,875,625 円
(c) 支援業務費 [= (a) - (b)]	55,869,375 円

(3) 番号単価

$$\begin{aligned} \text{①合算番号単価} &= \frac{\text{(NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額)} + \text{支援業務費}}{\text{平成23年6月末の算定対象電気通信番号の総数}} \div 12 \text{月} \\ &= \frac{(11,106,321,510 \text{円} + 55,869,375 \text{円})}{199,292,329 \text{番号}} \div 12 \text{月} \\ &= 4.6674278855 \dots \text{円} \end{aligned}$$

⇒ 5円 (整数未満四捨五入)

$$\begin{aligned} \text{②NTT東日本に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT東日本の補填対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額}} \\ &= 5 \text{円} \times \frac{6,462,135,001 \text{円}}{11,106,321,510 \text{円}} \\ &= 2.9092148085 \dots \text{円} \\ &\Rightarrow 2.90921481 \text{円 (小数点以下8位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{③NTT西日本に係る番号単価} &= \text{合算番号単価} \times \frac{\text{NTT西日本の補填対象額}}{\text{NTT東日本・西日本の補填対象額の合計額}} \\ &= 5 \text{円} \times \frac{4,644,186,509 \text{円}}{11,106,321,510 \text{円}} \\ &= 2.0907851915 \dots \text{円} \\ &\Rightarrow 2.09078519 \text{円 (小数点以下8位未満四捨五入)} \end{aligned}$$

※ 上記番号単価は、平成 23 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成 23 年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(4) 負担事業者

前年度の電気通信事業収益が 10 億円を超え、かつ、総務大臣から指定を受けた電気通信番号を最終利用者に付与している電気通信事業者。

事業者名 (27 社、五十音順)			
1	アイテック阪急阪神 (株)	15	(株) ケイ・オプティコム
2	イー・アクセス (株)	16	ソフトバンクテレコム (株)
3	(株) ウィルコム	17	ソフトバンクBB (株)
4	(株) STNet	18	ソフトバンクモバイル (株)
5	(株) エヌ・ティ・ティ エムイー	19	中部テレコミュニケーション (株)
6	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ (株)	20	(株) テクノロジーネットワークス
7	(株) エヌ・ティ・ティ・ドコモ	21	東北インテリジェント通信 (株)
8	(株) NTTPCコミュニケーションズ	22	(株) 長野県協同電算
9	(株) NTTぷらら	23	西日本電信電話 (株)
10	(株) エネルギア・コミュニケーションズ	24	東日本電信電話 (株)
11	沖縄セルラー電話 (株)	25	フュージョン・コミュニケーションズ (株)
12	九州通信ネットワーク (株)	26	ベライゾンジャパン合同会社
13	KDDI (株)	27	(株) UCOM
14	KVH (株)		



(5) 各接続電気通信事業者等の負担金の額

① NTT東日本に係るもの

$$\text{接続電気通信事業者等の負担金の額} = (a) + (b) + (c)$$

(a) 平成24年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成24年11月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

$$= \text{NTT東日本に係る番号単価 (2,909,214,81 円/月・番号)}$$

× 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成24年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成24年11月予定)の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 2,909,214,81 円は、平成24年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成24年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成24年12月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

$$= \{ (a) - (b) - (c) - (d) - (e) \} \times (f)$$

NTT東日本の補填対象額+案分した支援業務費

$$6,462,135,001 + 55,869,375 \times 6,462,135,001 \div 11,106,321,510$$

..(a)

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定月の前月(平成24年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

..(b)

最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT東日本の最終算定月の前月(平成24年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

..(c)

「全接続電気通信事業者等の前年度残余額」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

..(d)

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余額に相当する額

NTT東日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT東日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

..(e)

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成24年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 最終算定月(平成24年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊸ - ㊹

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成23年12月予定)の番号単価

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成23年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

㊸

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

10,953,089,196 + 60,350,425 × 10,953,089,196 ÷ 15,194,639,991

— 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成23年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT東日本に係る負担金額の累計額

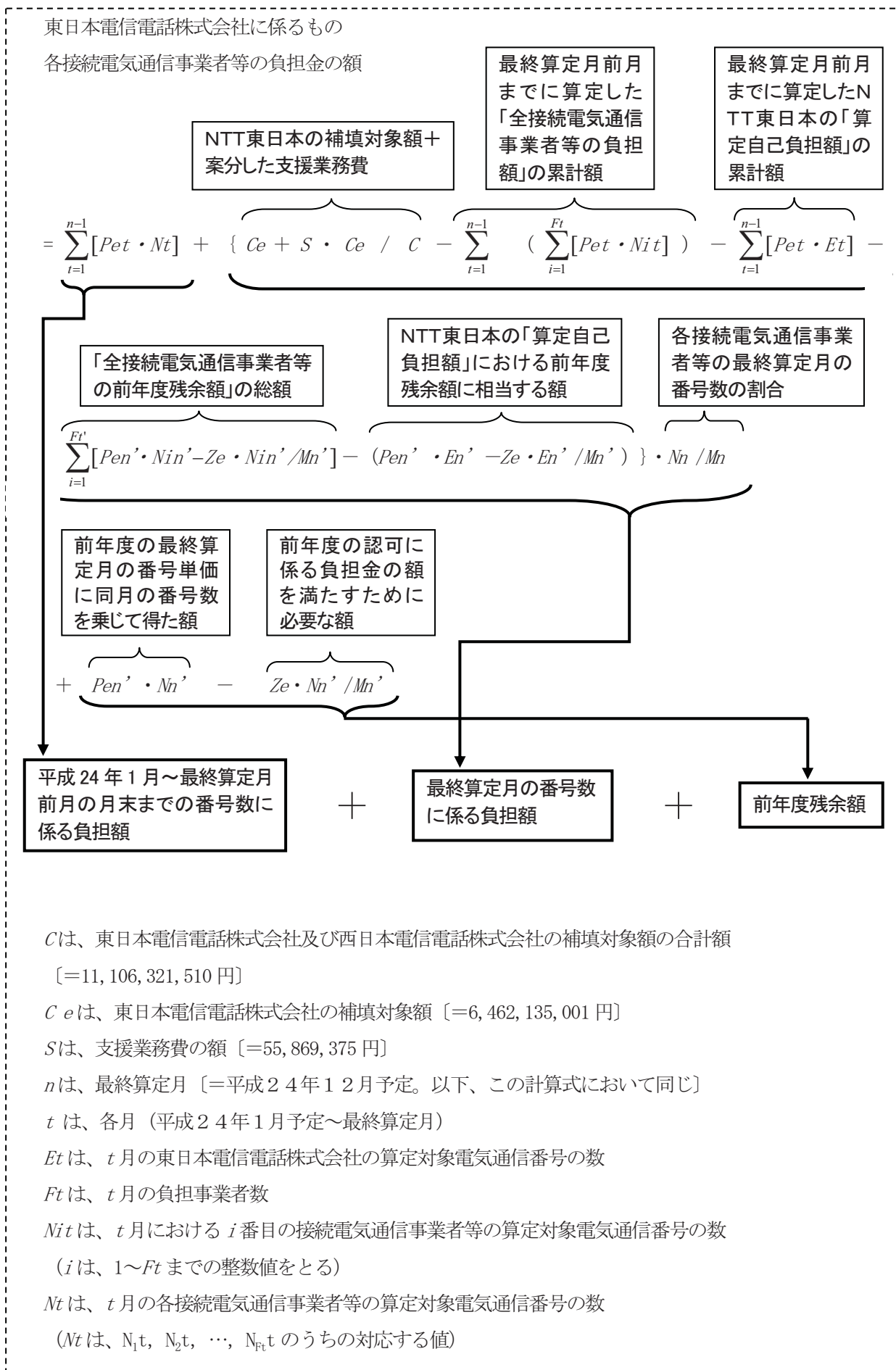
— NTT東日本の前年度の最終算定月の前月(平成23年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成23年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 前年度の最終算定月(平成23年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

㊹

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



Cは、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額

[=11,106,321,510円]

Ceは、東日本電信電話株式会社の補填対象額 [=6,462,135,001円]

Sは、支援業務費の額 [=55,869,375円]

nは、最終算定月 [=平成24年12月予定。以下、この計算式において同じ]

tは、各月 (平成24年1月予定～最終算定月)

Etは、t月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

Ftは、t月の負担事業者数

Nitは、t月におけるi番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(iは、1～Ftまでの整数値をとる)

Ntは、t月の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

(Ntは、N<sub>1</sub>t, N<sub>2</sub>t, …, N<sub>Ft</sub>tのうちの対応する値)

$N_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $N_n$  は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_n n}$  のうちの対応する値）

$M_n$  は、 $n$  月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet$  は、 $t$  月の番号単価（番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 24 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成 24 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、2.90921481 円／月・番号〕

$n'$  は、前年度の最終算定月〔=平成 23 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$  は、前年度の各月（平成 23 年 2 月～前年度の最終算定月）

$Et'$  は、 $t'$  月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる）

$Nin'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる）

$Mn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $Nn'$  は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_{t'} n'}$  のうちの対応する値）

$Mn'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet'$  は、 $t'$  月の番号単価〔平成 23 年 2 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 4.19125075 円／月・番号、平成 23 年 7 月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 4.19005962 円／月・番号〕

$Pen'$  は、 $n'$  月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Ze$  は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補填対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et']]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額〔=15,194,639,991 円〕

$Ce'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社の補填対象額〔=9,097,792,323 円〕

$S'$  は、前年度の支援業務費の額〔=60,350,425 円〕

② NTT西日本に係るもの

**接続電気通信事業者等の負担金の額 = (a) + (b) + (c)**

(a) 平成24年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成24年11月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= NTT西日本に係る番号単価 (2.09078519 円/月・番号)

× 当該接続電気通信事業者等の各月末(平成24年1月(予定)末～最終算定月の前月(平成24年11月予定)の月末)の算定対象電気通信番号の数の合計額

※ 2.09078519 円は、平成24年1月予定～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用。平成24年7月以降適用する番号単価については、算定対象電気通信番号の総数の増減の見込み等を勘案して見直しを行う予定。

(b) 当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成24年12月予定)の月末の算定対象電気通信番号の数で算定する負担金の額

= (a) - (b) - (c) - (d) - (e) × (f)

NTT西日本の補填対象額+案分した支援業務費

4,644,186,509 + 55,869,375 × 4,644,186,509 ÷ 11,106,321,510

..(a)

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

接続電気通信事業者等の最終算定月の前月(平成24年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額

..(b)

最終算定月前月までに算定したNTT西日本の「算定自己負担額」の累計額

NTT西日本の最終算定月の前月(平成24年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

..(c)

「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額

接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除してもなお残る額の累計額

..(d)

NTT西日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額

NTT西日本の前年度の最終算定月の番号単価に同月の算定対象電気通信番号の数を乗じて得た額からNTT西日本の前年度の最終算定月の算定自己負担額を控除してもなお残る額

..(e)

各事業者の最終算定月の番号数の割合

当該接続電気通信事業者等の最終算定月(平成24年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 最終算定月(平成24年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

①

(c) 当該接続電気通信事業者等の前年度残余额 = ㊟ - ㊠

前年度の最終算定月の番号単価に同月の番号数を乗じて得た額

当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成23年12月予定)の番号単価

× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成23年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

㊟

前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額

6,096,847,668 + 60,350,425 × 6,096,847,668 ÷ 15,194,639,991

— 接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月の前月(平成23年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定したNTT西日本に係る負担金額の累計額

— NTT西日本の前年度の最終算定月の前月(平成23年11月予定)までの算定対象電気通信番号の数で算定した算定自己負担額の累計額

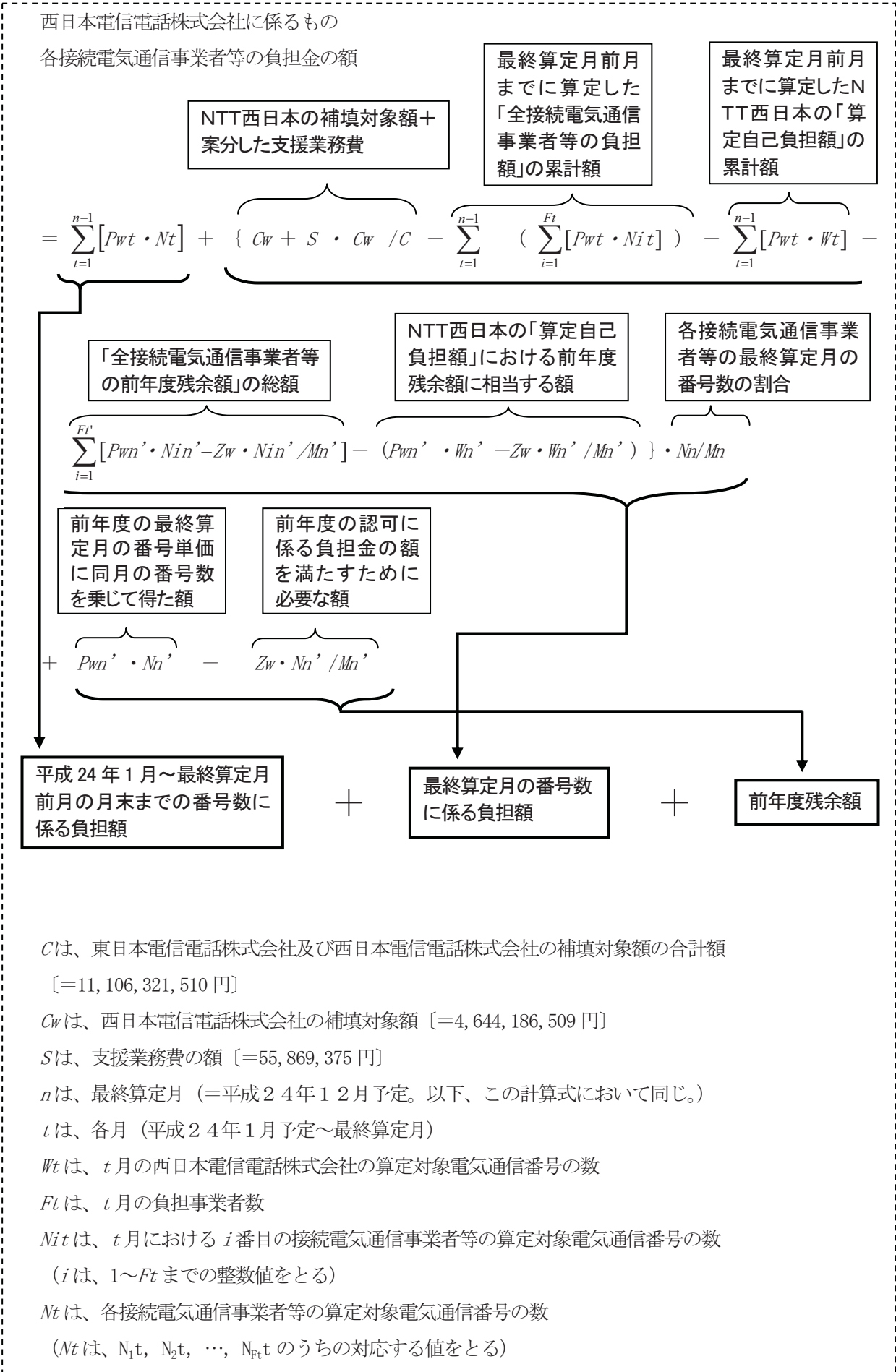
× 当該接続電気通信事業者等の前年度の最終算定月(平成23年12月予定)の算定対象電気通信番号の数

÷ 前年度の最終算定月(平成23年12月予定)の算定対象電気通信番号の総数(自ら交付金の交付を受ける適格電気通信事業者の算定対象電気通信番号の数を含む)

㊠



※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)



$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額

[=11, 106, 321, 510 円]

$C_w$ は、西日本電信電話株式会社の補填対象額 [=4, 644, 186, 509 円]

$S$ は、支援業務費の額 [=55, 869, 375 円]

$n$ は、最終算定月 (=平成 24 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。)

$t$ は、各月 (平成 24 年 1 月予定～最終算定月)

$W_t$ は、 $t$ 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_t$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$N_{it}$ は、 $t$ 月における  $i$ 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$ は、1～ $F_t$ までの整数値をとる)

$N_t$ は、各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $N_t$ は、 $N_{1t}, N_{2t}, \dots, N_{F_t t}$ のうちの対応する値をとる)

$N_n$ は、 $n$ 月（最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $N_n$ は、 $N_{1n}$ ,  $N_{2n}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_n n}$ のうちの対応する値）

$M_n$ は、 $n$ 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{wt}$ は、 $t$ 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成24年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成24年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、2.09078519円/月・番号〕

$n'$ は、前年度の最終算定月〔=平成23年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$ は、前年度の各月（平成23年2月～前年度の最終算定月）

$W_{t'}$ は、 $t'$ 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$M_{n'}$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_{t'}$ は、 $t'$ 月の負担事業者数

$N_{it'}$ は、 $t'$ 月における $i$ 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$ は、 $1 \sim F_{t'}$ までの整数値をとる）

$N_{in'}$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）における $i$ 番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$ は、 $1 \sim F_{t'}$ までの整数値をとる）

$M_{n'}$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の各接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $N_{n'}$ は、 $N_{1n'}$ ,  $N_{2n'}$ ,  $\dots$ ,  $N_{F_{t'}n'}$ のうちの対応する値）

$M_{n'}$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$P_{wt'}$ は、 $t'$ 月の番号単価〔平成23年2月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は2.80874925円/月・番号、平成23年7月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は2.80994038円/月・番号〕

$P_{wn'}$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Z_w$ は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補填対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[ = C_w' + S' \cdot C_w' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{F_{t'}} [P_{wt'} \cdot N_{it'}] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [P_{wt'} \cdot E_{t'}] \right]$$

$C'$ は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額〔=15,194,639,991円〕

$C_w'$ は、前年度の西日本電信電話株式会社の補填対象額〔=6,096,847,668円〕

$S'$ は、前年度の支援業務費の額〔=60,350,425円〕



### ③ その他算出に係る留意点

- (a) 各接続電気通信事業者等（適格電気通信事業者であるものを除く。）の負担金の総額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）の当該接続電気通信事業者等の算定対象収益の額に占める割合が限度割合を超える場合には、当該負担金の総額は当該算定対象収益の額に限度割合（3%）を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。  
【算定規則第5条第2項第1号】
- (b) 各適格電気通信事業者における「負担金の額と当該適格電気通信事業者に係る算定自己負担額の合計額（以下「負担金等の額」という。）の当該適格電気通信事業者の算定対象収益の額に占める割合が限度割合（3%）を超える場合には、当該負担金等の額は当該算定対象収益の額に限度割合を乗じて得た額とする（整数未満の端数は四捨五入）。  
【算定規則第5条第2項第2号】
- (c) 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。  
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

## 2 徴収方法

### (1) 納付手段

負担金の納付は、銀行振込により行う。

負担金の振込手数料の負担は、負担金を納付する接続電気通信事業者等が負う。

### (2) 負担金の額の通知

負担金の納付額等を相互に確認するため、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対し、基礎的電気通信役務支援機関は以下の事項を通知する。

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額
- ② 負担金の納付期限
- ③ 負担金を納付する口座名義・口座番号

なお、各接続電気通信事業者等に対する負担金の額の通知については、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月行うこととする。

### (3) 負担金の納付期限

毎月の負担金の額の通知の日の属する月の25日までとする。

### (4) 延滞金の納付

納付期限までに負担金が納付されない場合は、納付期限の翌日から納付する日までの日数について、日1万分の4の割合を乗じた延滞金を納付する。

### (5) 支援機関の負担金の徴収に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の負担金に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続きに係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

## IV 交付金の額及び交付方法

### 1 交付金の額

(1) NTT東日本に対する交付金の額

$$= 6,462,135,001 \text{ 円 (NTT東日本の補填対象額)}$$

$$- \text{NTT東日本の算定自己負担額}$$

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

東日本電信電話株式会社に対する  
交付金の額

最終算定月前月までの算定自己負担額

NTT東日本の補填対象額+案分した支援業務費

最終算定月前月までに算定した「全接続電気通信事業者等の負担額」の累計額

最終算定月前月までに算定したNTT東日本の「算定自己負担額」の累計額

$$= C_e - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] - \{C_e + S \cdot C_e / C - \sum_{t=1}^{n-1} (\sum_{i=1}^{F_t} [Pet \cdot Nit])\} - \sum_{t=1}^{n-1} [Pet \cdot Et] -$$

「全接続電気通信事業者等の前年度残余额」の総額

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額

NTT東日本の最終算定月の番号数の割合

$$\sum_{i=1}^{F_t'} [Pen' \cdot Nin' - Ze \cdot Nin' / Mn'] - (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn') \cdot En / Mn$$

NTT東日本の最終算定月の算定自己負担額

NTT東日本の「算定自己負担額」における前年度残余额に相当する額

$$- (Pen' \cdot En' - Ze \cdot En' / Mn')$$

NTT東日本の補填対象額

-

NTT東日本の算定自己負担額

$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額  
[=11,106,321,510円]  
 $C_e$ は、東日本電信電話株式会社の補填対象額 [=6,462,135,001円]  
 $S$ は、支援業務費の額 [=55,869,375円]  
 $n$ は、最終算定月 [=平成24年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t$ は、各月（平成24年1月予定～最終算定月）

$Et$ は、 $t$ 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En$ は、 $n$ 月（最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$Nit$ は、 $t$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$ は、1～ $Ft$ までの整数値をとる）

$Mn$ は、 $n$ 月（最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet$ は、 $t$ 月の番号単価（番号単価は、平成18年総務省告示第429号に従って算定する。また、原則として平成24年4月に修正し、同年7月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する）〔平成24年1月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、2.90921481円/月・番号〕

$n'$ は、前年度の最終算定月〔=平成23年12月予定。以下、この計算式において同じ。〕

$t'$ は、前年度の各月（平成23年2月～前年度の最終算定月）

$Et'$ は、 $t'$ 月の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$En'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$ は、 $t'$ 月の負担事業者数

$Nit'$ は、 $t'$ 月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

（ $i$ は、1～ $Ft'$ までの整数値をとる）

$Nin'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数（ $i$ は、1～ $Ft'$ までの整数値をとる）

$Mn'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の算定対象電気通信番号の総数（接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である東日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう）

$Pet'$ は、 $t'$ 月の番号単価〔平成23年2月～6月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は4.19125075円/月・番号、平成23年7月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は4.19005962円/月・番号〕

$Pen'$ は、 $n'$ 月（前年度の最終算定月）の番号単価

$Ze$ は、前年度の最終算定月において、東日本電信電話株式会社の補填対象額と東日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$\left[ =Ce' + S' \cdot Ce' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} \left( \sum_{i=1}^{Ft'} [Pet' \cdot Nit'] \right) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pet' \cdot Et'] \right]$$

$C'$ は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額〔=15,194,639,991円〕

$Ce'$ は、前年度の東日本電信電話株式会社の補填対象額〔=9,097,792,323円〕

$S'$ は、前年度の支援業務費の額〔=60,350,425円〕

(2) NTT西日本に対する交付金の額

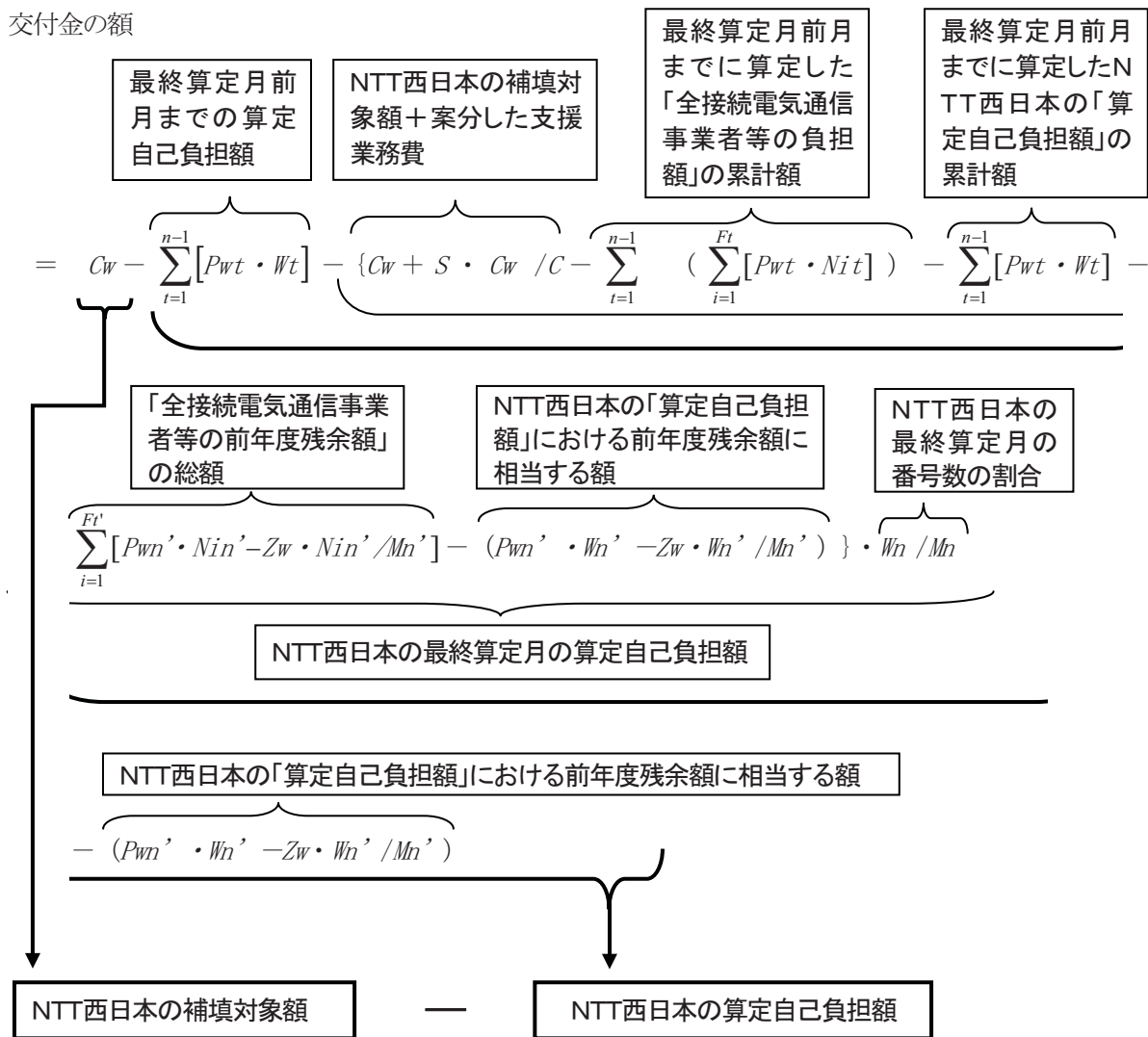
= 4,644,186,509 円 (NTT西日本の補填対象額)

— NTT西日本の算定自己負担額

※ 申請書から抜粋(解説部分は総務省において追加)

西日本電信電話株式会社に対する

交付金の額



$C$ は、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額

[=11,106,321,510 円]

$C_w$ は、西日本電信電話株式会社の補填対象額 [=4,644,186,509 円]

$S$ は、支援業務費の額 [=55,869,375 円]

$n$ は、最終算定月 [=平成24年12月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t$ は、各月 (平成24年1月予定~最終算定月)

$W_t$ は、 $t$ 月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$W_n$ は、 $n$ 月 (最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$F_t$ は、 $t$ 月の負担事業者数

$Nit$  は、 $t$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim Ft$  までの整数値をとる)

$Mn$  は、 $n$  月 (最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pwt$  は、 $t$  月の番号単価 (番号単価は、平成 18 年総務省告示第 429 号に従って算定する。また、原則として平成 24 年 4 月に修正し、同年 7 月以降の各月末の算定対象電気通信番号に適用する) [平成 24 年 1 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は、2,090,785.19 円/月・番号]

$n'$  は、前年度の最終算定月 [=平成 23 年 12 月予定。以下、この計算式において同じ。]

$t'$  は、前年度の各月 (平成 23 年 2 月～前年度の最終算定月)

$Wt'$  は、 $t'$  月の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Wn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数

$Ft'$  は、 $t'$  月の負担事業者数

$Nit'$  は、 $t'$  月における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数

( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Nin'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) における  $i$  番目の接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の数 ( $i$  は、 $1 \sim Ft'$  までの整数値をとる)

$Mn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の算定対象電気通信番号の総数 (接続電気通信事業者等の算定対象電気通信番号の合計数に適格電気通信事業者である西日本電信電話株式会社の算定対象電気通信番号の数を加えたものをいう)

$Pwt'$  は、 $t'$  月の番号単価 [平成 23 年 2 月～6 月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 2,808,749.25 円/月・番号、平成 23 年 7 月～前年度の最終算定月の各月末の算定対象電気通信番号に適用する番号単価は 2,809,940.38 円/月・番号]

$Pwn'$  は、 $n'$  月 (前年度の最終算定月) の番号単価

$Zw$  は、前年度の最終算定月において、西日本電信電話株式会社の補填対象額と西日本電信電話株式会社に係る支援業務費の額の合計額と同額になるために必要な額

$$[=Cw' + S' \cdot Cw' / C' - \sum_{t'=1}^{n'-1} (\sum_{i=1}^{Ft'} [Pwt' \cdot Nit']) - \sum_{t'=1}^{n'-1} [Pwt' \cdot Wt'] ]$$

$C'$  は、前年度の東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の補填対象額の合計額 [=15,194,639,991 円]

$Cw'$  は、前年度の西日本電信電話株式会社の補填対象額 [=6,096,847,668 円]

$S'$  は、前年度の支援業務費の額 [=60,350,425 円]

### (3) その他算出に係る留意点

- ① 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合の交付金の額は、算定規則第5条第2項の規定による（整数未満の端数は、四捨五入）。
- ② 端数処理については、算定規則の規定に従って行い、それでもなお乗じて計算した場合に整数未満の端数があるときは、当該端数を四捨五入する。  
また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。



## 2 交付方法

### (1) 交付手段

交付金の交付は銀行振込により行う。

交付金の振込手数料の負担は、交付金を交付する支援機関が負う。

### (2) 交付金の額の通知

前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の3箇月後（平成25年3月を予定）までの間、毎月、適格電気通信事業者に対して交付金の額の通知を行う。

なお、前年度の最終算定月の3箇月後に適格電気通信事業者に対して通知する交付金の額は、算定規則第27条第2項に規定する「残余の額」に係るものとする。

### (3) 交付金の交付期限

毎月の交付金の額の通知の日の属する月の翌月までに交付金を交付する。

※ 本件認可に係る交付金は平成25年4月までに交付終了予定

### (4) 各月の各適格電気通信事業者に対する交付金の額の計算方法

① 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後（平成25年2月を予定）までの間の交付金の額

$$\begin{array}{l} \text{各接続電気通信事業者等から納付を受けた各月の当該適格電気通信事業者に係る負担金の額の合計額} \\ \times \left( \frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援業務費を補填対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

② 最終算定月の3箇月後（平成25年3月を予定）の交付金

$$\begin{array}{l} \text{(負担金を納付すべき全接続電気通信事業者等の当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額} \\ \text{— 前年度の最終算定月の3箇月後から最終算定月の2箇月後までに支援機関が徴収した当該適格電気通信事業者に係る負担金の総額)} \\ \times \left( \frac{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額}}{\text{当該適格電気通信事業者の補填対象額} + \text{支援業務費を補填対象額の割合で案分した額}} \right) \end{array}$$

※ 各接続電気通信事業者等の負担金の額（適格電気通信事業者ごとに算定した負担金の合計額をいう。）又は各適格電気通信事業者の負担金の額に当該適格電気通信事業者の算定自己負担額を加えた額が限度割合（3%）を超える場合は、以下の金額を控除して交付する。

「①及び②の合計額」 — 「算定規則第5条第2項の規定により算定した額（整数未満の端数は、四捨五入）」

①及び②において、整数未満の端数があるときは四捨五入する。



また、端数処理の結果、算定した額の合計が案分する前の元額と一致しない場合は、額が最大となっているもので調整する。

#### (5) 交付金の交付の特例

交付金の交付期限までに、算定規則第 22 条第 1 項各号に規定する事由（会社更生法等による更生計画認可の決定、民事再生法による再生計画認可の決定等）が生じた場合、交付金を減額することができる。

ただし、当該事由の発生した接続電気通信事業者等から負担金の額の全部又は一部が納付された場合には、同条第 2 項の規定に基づき案分して算定した額を交付金として速やかに適格電気通信事業者に交付する。

#### (6) 支援機関の交付金の交付に係る銀行口座のセキュリティ対策

支援機関の交付金の交付に係る銀行口座については、以下のセキュリティ対策を講じるものとする。

- ① 決済性預金口座とし、預金額が全額保障されているものであること
- ② 当該口座からの振込先を各適格電気通信事業者及び支援業務経費用の口座に限定する。
- ③ 振込手続に係るシステム操作の認証強化（予め特定された者による認証操作を要するものとする）
- ④ 預金通帳を隔離し、現金引出しを困難とする。

## 審 査 結 果

基礎的電気通信役務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成 14 年総務省令第 64 号。以下「算定規則」という。）並びに電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、交付金の額及び交付方法の認可に係る審査事項 1 並びに負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査事項 1 の審査結果が適となることを前提として認可することが適当と認められる。

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号。以下「法」という。）第 109 条第 1 項の規定による交付金の額及び交付方法の認可に係る審査

審 査 事 項	結 果	事 由
<p>1 交付金の額が算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであること。（審査基準第 24 条(1)）</p>	<p>一部 保留</p>	<p>各適格電気通信事業者に対する交付金の額は計算式によって示されているが、これは算定規則第 5 条の規定において、各適格電気通信事業者に対する交付金の額は、各適格電気通信事業者に係る補てん対象額から算定自己負担額を控除した額となっているところ、当該算定自己負担額は算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項において、認可後に総務大臣が通知する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することと定めていることに起因するものであることから、当該規定に照らし、妥当であると認められる。</p> <p>当該計算式の内容は算定規則第 5 条の規定に照らし妥当なものであると認められる。</p> <p>ただし、上記番号数を除く当該計算式の各項に代入される数値及び当該数値を用いて算出される交付金の額については、当該計算式に代入される NTT 東日本の補填対象額の算定において、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、基礎的電気通信役務の設備利用部門に関連する災害に関する広告費用及び建物・事務室等に係る除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用等を算入した原価が用いられている。当該措置については、算定規則に規定がないため、同規則第 3 条に基づく特別の許可を求める申請が本件申請と併せ行われているところである。当該措置による補填対象額の増加は接続電気通信事業者等の負担する負担金額に影響を及ぼすものであること等から、これらの費用の算入とそれを前提とした交付金の額の適否の判断は、意見招請結果等も踏まえて行うことが適当である。</p> <p>また、当該交付金の額が平成 22 年度の基礎的電気通信役務収支の赤字額を下回っていることから、申請に係る計算式により算出される各適格電気通信事業者に対する交付金の額は、算定規則第 5 条の規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p>
<p>2 交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 24 条(2)）</p>	<p>適</p>	<p>交付金を交付するに当たって、申請者は、前年度の最終算定月の 3 箇月後から最終算定月の 3 箇月後までの間、毎月徴収した負担金の額を踏まえて毎月の交付金額を算定し、各適格電気通信事業者に対して、通知することとしている。</p> <p>交付時期については、当該通知の日の属する月</p>

		<p>の翌月までとし、各適格電気通信事業者に対する交付金の交付手段については、銀行振込によることとしている。</p> <p>なお、負担金の納付に係る銀行口座については、決済性預金口座とし、振込先の限定及び振込手続きに係るシステム操作の認証強化等の措置を講じる旨申請書に記載している。</p> <p>以上を踏まえて、交付金を適格電気通信事業者に交付する時期及び交付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
<p>3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。 (審査基準第 24 条(3))</p>	適	<p>本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

法第 110 条第 2 項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可に係る審査

審査事項	結果	事由
<p>1 負担金の額が算定規則第 27 条の規定に照らし、妥当なものであること。 (審査基準第 25 条(1))</p>	一部 保留	<p>負担金を納付すべき各接続電気通信事業者等の負担金の額は、適格電気通信事業者ごとに計算式によって示されているが、これは算定規則第 27 条第 1 項及び第 2 項において、負担金の額は、認可後に確定する各月末の算定対象電気通信番号の数を踏まえて算定することと定めていることに起因するものであることから、当該規定に照らし、妥当なものであると認められる。</p> <p>当該計算式の内容は算定規則第 27 条の規定に照らし妥当なものであると認められる。</p> <p>ただし、上記番号数を除く計算式の各項に代入される数値及び当該数値を用いて算出される負担金の額については、当該計算式に代入される NTT 東日本の補填対象額の算定において、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、基礎的電気通信役務の設備利用部門に関連する災害に関する広告費用及び建物・事務室等に係る除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用等を算入した原価が用いられている。当該措置については、算定規則に規定がないため、同規則第 3 条に基づく特別の許可を求める申請が本件申請と併せ行われているところである。当該措置による補填対象額の増加は接続電気通信事業者等の負担する負担金額に影響を及ぼすものであること等から、これらの費用の算入とそれを前提とした負担金の額の適否の判断は、意見招請結果等も踏まえて行うことが適当である。</p>
<p>2 負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていること。(審査基準第 25 条(2))</p>	適	<p>負担金を納付すべき接続電気通信事業者等の負担金の額は、平成 24 年 1 月から最終算定月(平成 24 年 12 月予定)までの各月末の算定対象電気通信番号の数を前提としている。</p> <p>そのため、申請者は、電気通信事業報告規則(昭和 63 年郵政省令第 46 号)第 9 条に基づく各月末の電気通信番号数の報告期限(翌々月の末日)を踏まえて、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対して、算定規則第 27 条第 2</p>

		<p>項に規定する「残余の額」及び前年度の最終算定月の翌月から最終算定月までの各月の算定対象電気通信番号に係る負担金の額をそれぞれ金額の確定する月以降毎月通知することとし、当該負担金の納付期限を毎月の負担金額の通知の日の属する月の25日までと申請書に記載している。</p> <p>また、負担金の納付手段については、申請書上、銀行振込により行うこととし、負担金を納付すべき接続電気通信事業者等に対して、負担金を納付する口座名義・口座番号を通知することとしている。</p> <p>なお、負担金の納付に係る銀行口座については、決済性預金口座とし、振込先の限定及び振込手続きに係るシステム操作の認証強化等の措置を講じる旨申請書に記載している。</p> <p>以上を踏まえて、負担金を接続電気通信事業者等が納付する時期及び納付手段が適正かつ明確に定められていると認められる。</p>
<p>3 前各号に掲げるもののほか、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害するものではないこと。 (審査基準第25条(3))</p>	<p>適</p>	<p>本件申請において、基礎的電気通信役務の適切、公平かつ安定的な提供を阻害する内容はないと認められる。</p>

# 参 考 資 料

平成 2 3 年 9 月 3 0 日

# 1. 平成22年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支表（基礎的電気通信役務収支表）について

・平成22年度におけるNTT東日本・西日本のユニバーサルサービス収支の状況は、NTT東日本で▲595億円、NTT西日本で▲509億円の赤字（東西計で▲1,103億円）となっている。

○平成22年度ユニバーサルサービス収支表（単位：百万円）

NTT東日本				NTT西日本		
	営業収益	営業費用	営業損益	営業収益	営業費用	営業損益
加入電話	336,368	393,588	▲57,220	341,793	391,037	▲49,244
基本料	336,368	393,256	▲56,887	341,793	390,719	▲48,925
緊急通報	—	332	▲332	—	318	▲318
第一種公衆電話	1,008	3,247	▲2,239	533	2,143	▲1,610
市内通信	1,007	3,239	▲2,232	530	2,134	▲1,603
離島特例通信	1	6	▲5	2	7	▲4
緊急通報	—	1	▲1	—	1	▲1
合計	337,377	396,836	▲59,459	342,327	393,181	▲50,854
(参考) 前年度	371,331	435,847	▲64,515	373,842	427,848	▲54,006
増減	▲33,953	▲39,010	+5,056	▲31,515	▲34,667	+3,152

## 2. ユニバーサルサービスに係る原価・収益に基づく補填対象額の算定について

①加入電話・基本料

＜補填対象額の算定方法＞  
 「全国平均費用+標準偏差の2倍」(基準単価)をベンチマークとし、これを超える部分を補填対象額とする。＜ベンチマーク方式＞  
 (算定に当ってはIP電話への移行回線数を現に加入電話の提供の用に供しているものとみなして計算)

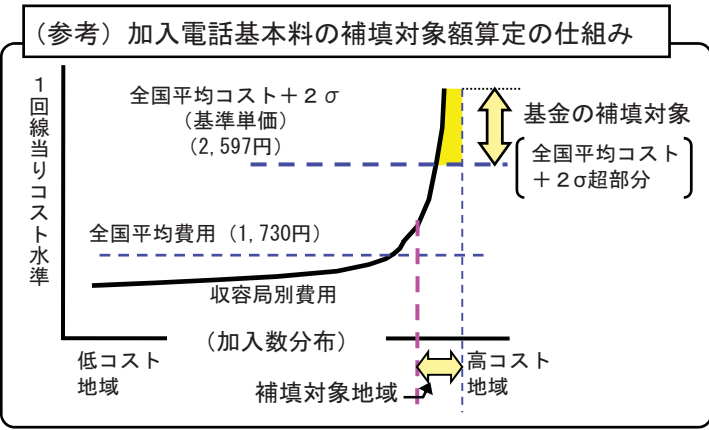
### (提供エリア全体の収益・原価〔億円〕)

	収益	原価 (報酬を含む)			赤字	(参考) 加入電話回線数 (万回線)	(参考) NTT東西の実際費用
		管理部門	利用部門	計			
NTT東日本	3,356	3,422	1,070	4,492	▲1,137	2,184	4,319 (報酬 386を含む)
NTT西日本	3,410	3,634	1,099	4,733	▲1,324	2,258	4,250 (報酬 343を含む)
合計	6,765	7,056	2,169	9,226	▲2,460	4,443	8,569 (報酬 729を含む)
(参考) 前年度	7,417	7,637	2,375	10,012	▲2,595	4,457	9,521 (報酬 950を含む)
増減	▲652	▲581	▲206	▲787	+135	▲14	▲951 (報酬 ▲220)

### (補填対象の高コストエリアの原価〔百万円〕)

	①補填対象地域 の実績原価 (算定対象原価)	②対象回線数に 基準単価を乗じた額 (基準原価)	③基準単価を 下回る額	④基準原価を 上回る額 (=①-②+③)	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	28,470	27,583	3,522	4,410	88.5 <2.0%>
NTT西日本	36,795	40,271	6,147	2,671	129.2 <2.9%>
合計	65,265	67,854	9,669	7,081	217.7 <4.9%>

高コストから順に  
4.9%を抽出

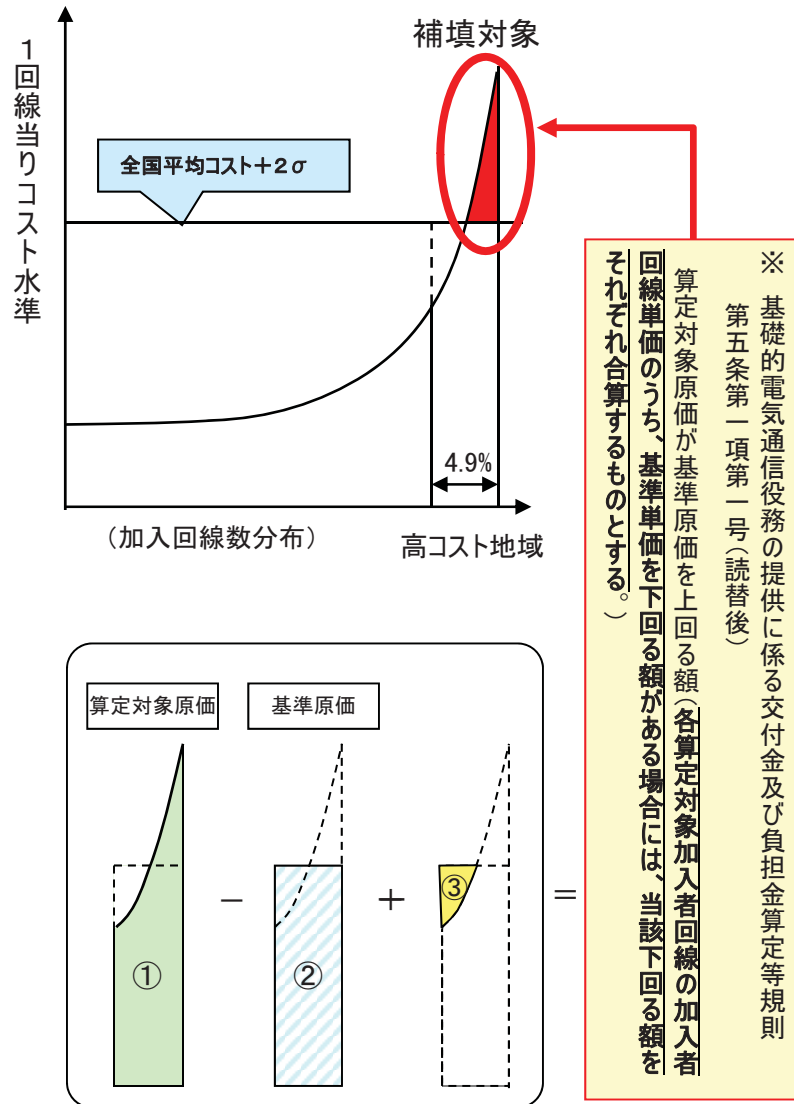


補填対象額



## 【参考】 加入電話・基本料に係る補填対象額の算定方法

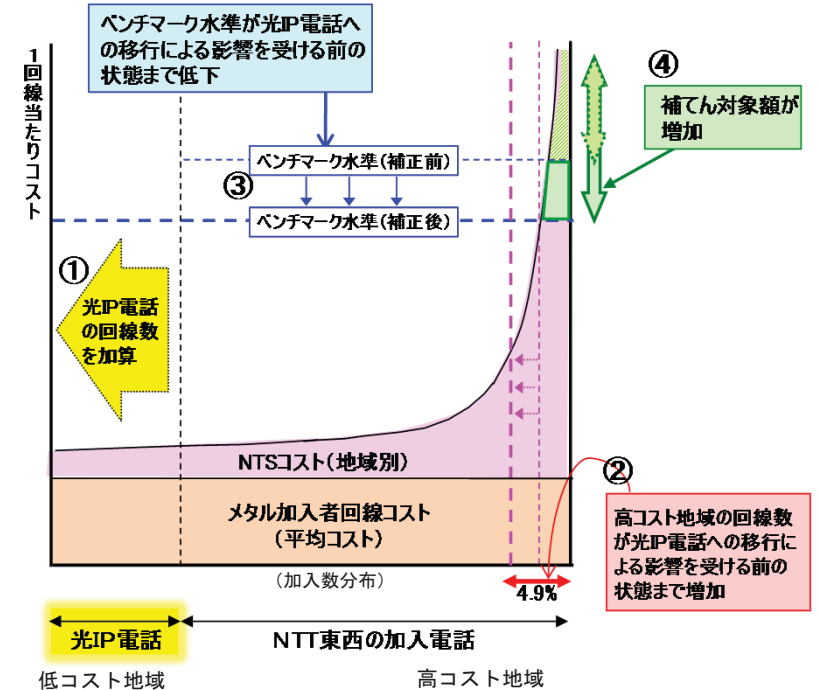
### I 加入電話・基本料に係る補填対象額算定方法のイメージ



### II IP化の進展に伴うコスト算定方法の補正 (光IP電話へ移行した回線数の加入者回線数への加算)

(単位：万回線、百万円)

	補正前回線数	補正後回線数	補正回線数	補填対象額の増加額
NTT東日本	1,566.1	2,184.3	618.2	446
NTT西日本	1,609.3	2,258.5	649.2	174
合計	3,175.4	4,442.8	1,267.4	620





②加入電話・緊急通報

<補填対象額の算定方法>

基本料の高コスト上位4.9%（東西計）の加入者回線数に対応した原価

（提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕）

	収益	原価（報酬を含む）			赤字	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
		管理部門	利用部門	計		
NTT東日本	—	342	1	343	▲343	1,566
NTT西日本	—	197	1	198	▲198	1,609
合計	—	539	2	541	▲541	3,175
(参考) 前年度	—	514	2	516	▲516	3,480
増減	—	+25	▲0	+25	▲25	▲305

(参考) NTT東西の実際費用
401（報酬 68を含む）
389（報酬 71を含む）
790（報酬 139を含む）
837（報酬 179を含む）
▲47（報酬 ▲40）

（補填対象の高コスト4.9%エリアの原価〔百万円〕）

	補填対象地域に 相当する原価	(参考) 加入電話回線数 (万回線)
NTT東日本	38	74.1 <2.3%>
NTT西日本	13	81.5 <2.6%>
合計	51	155.6 <4.9%>
(参考) 前年度	49	170.5
増減	+2	▲14.9

補填対象額

③ 第一種公衆電話(市内通信)

<補填対象額の算定方法>  
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)
		管理部門	利用部門	計	
NTT東日本	1,007	2,923	94	3,017	2,011
NTT西日本	531	2,432	53	2,484	1,953
合計	1,537	5,355	146	5,501	3,964
(参考) 前年度	1,678	5,674	187	5,861	4,183
増減	▲141	▲319	▲40	▲359	+219

(参考) 第一種公衆電話 台数(台)
57,983
50,672
108,655

(参考) NTT東西の実際費用
3,416(報酬176を含む)
2,244(報酬109を含む)
5,660(報酬285を含む)
6,275(報酬356を含む)
▲615(報酬▲71)

補填対象額

④ 第一種公衆電話(離島特例通信)

<補填対象額の算定方法>  
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価(報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)
		管理部門	利用部門	計	
NTT東日本	1	4	0	4	3
NTT西日本	2	8	0	8	6
合計	4	12	0	12	9
(参考) 前年度	3	12	0	12	9
増減	+0	+0	▲0	+0	▲0

(参考) 第一種公衆電話 台数(台)
11,737
2,636
14,373

(参考) NTT東西の実際費用
7(報酬0.4を含む)
7(報酬0.4を含む)
14(報酬0.7を含む)
14(報酬0.9を含む)
+0.6(報酬▲0.2)

補填対象額

⑤ 第一種公衆電話・緊急通報

＜補填対象額の算定方法＞  
「原価－収益」の収支差額

(提供エリア全体の収益・原価〔百万円〕)

	収益	原価 (報酬を含む)			原価－収益 (=赤字額)
		管理部門	利用部門	計	
NTT東日本	—	1	0	1	1
NTT西日本	—	1	0	1	1
合計	—	2	0	2	2
(参考) 前年度	—	2	0	2	2
増減	—	+0	▲0	+0	▲0

(参考) 第一種公衆電話 台数 (台)
57,983
50,672
108,655

(参考) NTT東西の実際費用
2 (報酬 0.2を含む)
2 (報酬 0.3を含む)
3 (報酬 0.5を含む)
4 (報酬 0.6を含む)
▲0.4 (報酬 ▲0.1)

補填対象額

## <補填対象額の算定における災害特別損失の扱いについて>

- 今年度のユニバーサルサービスの交付金及び負担金の額の算定においては、NTT東日本から支援機関に対して、以下の理由から、東日本大震災による災害特別損失のうち、基礎的電気通信役務の設備利用部門に関連する災害に関する広告費用及び建物・事務室等に係る除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用等を含めた設備利用部門の原価の届出があり、支援機関は当該原価を用いて交付金及び負担金の額の算定に必要な補填対象額を算定した。

### 【NTT東日本が提示した理由】

- 災害特別損失は、被災した電気通信役務に係る設備の除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用、復旧に係る人的・物的支援及び災害に関する広告費用等であり、当該費用は電気通信役務の提供のための営業費用と同一のものである。
  - 今回の基礎的電気通信役務の提供に要した原価の算定にあたり、設備利用部門の原価については、平成22年度に実際に要した原価を用いて算定することとなっていることから、基礎的電気通信役務の提供に係る交付金の額及び負担金の額の適正な算定とするため、上記の災害特別損失のうち、設備利用部門に関連する災害に関する広告費用及び建物・事務室等に係る除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用等を含めて算定したものの。
- 災害特別損失の具体的な金額及び補填対象額への影響は以下のとおり。

#### ◇ 災害特別損失

- ・ 約191億円

⇒ うち電気通信事業に係るもの：約175億円

⇒ うち基礎的電気通信役務の設備利用部門に係るもの：約1.3億円

⇒ うち基礎的電気通信役務の設備利用部門の原価に含めるもの 約95百万円

→ (約95百万円に含まれる費用)災害に関する広告費用、建物・事務室等に係る除却損・撤去費用・応急復旧・原状回復費用等

#### ◇ 補填額への影響

- ・ 7万5千円程度

<基礎的電気通信役務の設備利用部門に係る災害特別損失の詳細>

特別損失の額(電気通信事業に係るもの)							
基礎的電気通信役務の設備利用部門							
基礎的電気通信役務の設備利用部門の原価に含めるもの							
			加入電話 ・基本料	加入電話 ・緊急通報	第一種 公衆電話 ・市内通信	第一種 公衆電話 ・離島特例通信	第一種 公衆電話 ・緊急通報
17,505百万円	129百万円	95百万円	95百万円	1千円	74千円	0千円	0千円

### 3. 補填対象額と番号単価

- ・ 補填対象額に支援業務費を加算した額を、電気通信番号の利用数で除して、更にそれを負担金の徴収予定月数（12箇月）で除すことにより、各事業者が負担する（合算）番号単価を算定。

#### ○補填対象額

	加入電話		第一種公衆電話			合計
	基本料	緊急通報	市内通信	離島特例通信	緊急通報	
NTT東日本	4,410百万円	38百万円	2,011百万円	3百万円	1百万円	6,462百万円
NTT西日本	2,671百万円	13百万円	1,953百万円	6百万円	1百万円	4,644百万円
東西計	7,081百万円	51百万円	3,964百万円	9百万円	2百万円	11,106百万円
(参考) 前年度	10,953百万円	49百万円	4,183百万円	9百万円	2百万円	15,195百万円
増減	▲3,872百万円	+2百万円	▲219百万円	+0百万円	+0百万円	▲4,088百万円

#### ○支援業務費

(H23予算額：予算額 69百万円 - 前期繰越額 13百万円)

56百万円

(H22予算額：60百万円)

#### ○番号単価

$$\begin{aligned}
 & \text{(合算) 番号単価} = \frac{\text{補填対象額 (11,106百万円)} + \text{支援業務費 (56百万円)}}{\text{固定電話、携帯電話、PHS、IP電話等の電話番号利用総数 [H23年6月末]} \div 12 \text{月}} \\
 & \hspace{10em} (1億9,929万番号)
 \end{aligned}$$

(合算) 番号単価

5円/番号・月

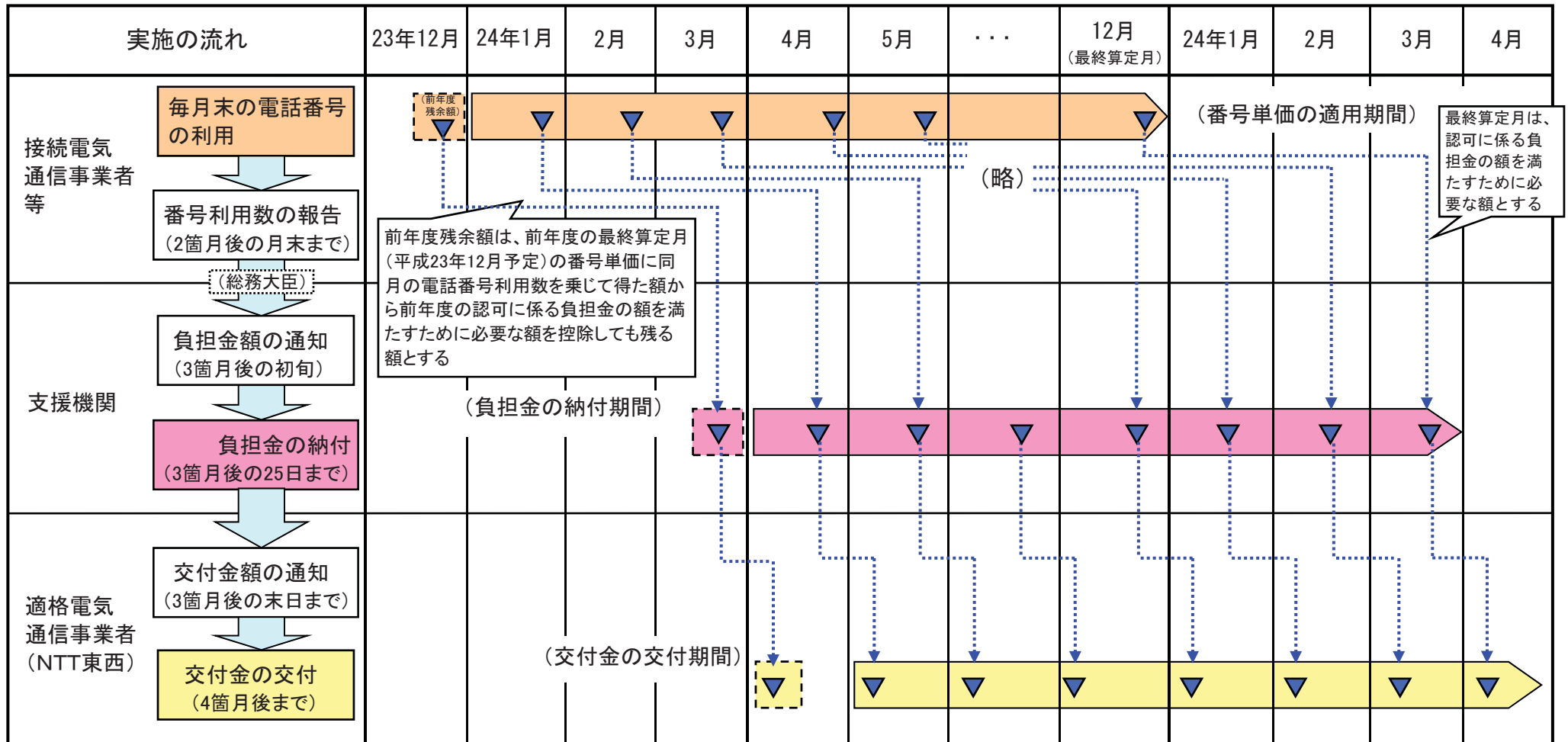
〔うち、東日本分：2.909214869円  
西日本分：2.090785131円〕

〔<前年度>  
7円/番号・月  
NTT東日本分：4.19125075円  
NTT西日本分：2.80874925円〕

(注) ・東西合算の番号単価は整数未満を四捨五入  
・東西別の番号単価は、合算単価を東西の補填対象額の割合で案分

## 4 毎月の負担金納付・交付金交付の流れ

- ・接続電気通信事業者等は、各月末の電話番号利用数に基づき通知された負担金を、3箇月後の25日までに納付する。
- ・支援機関は、納付された負担金に基づき、納付があった月の末日までに適格電気通信事業者（NTT東西）に交付金額を通知し、その翌月までに交付金を交付する。

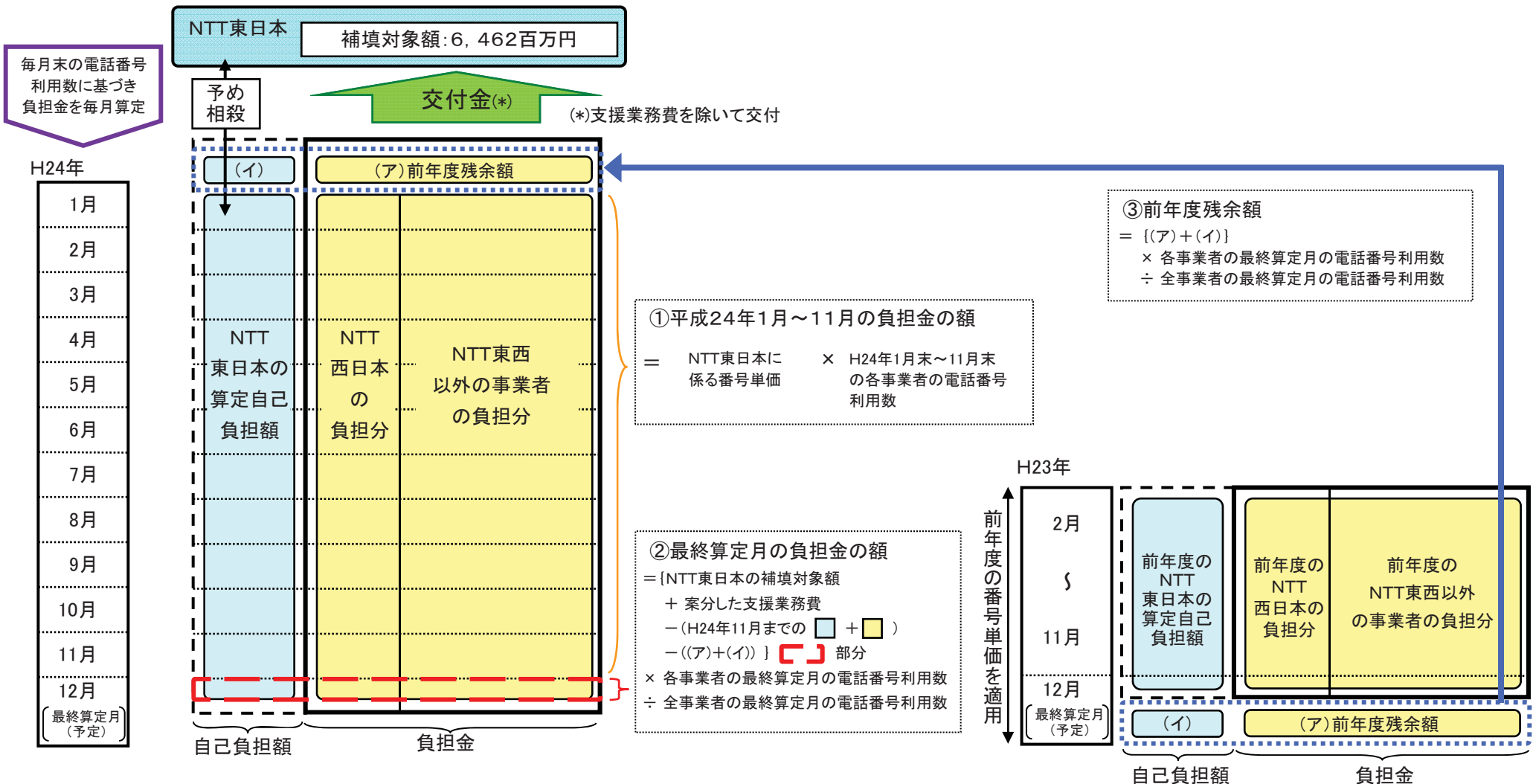


(注)税金計算上、負担金の損金計上・交付金の益金計上はそれぞれ通知のある平成24年3月～平成25年3月とされている。



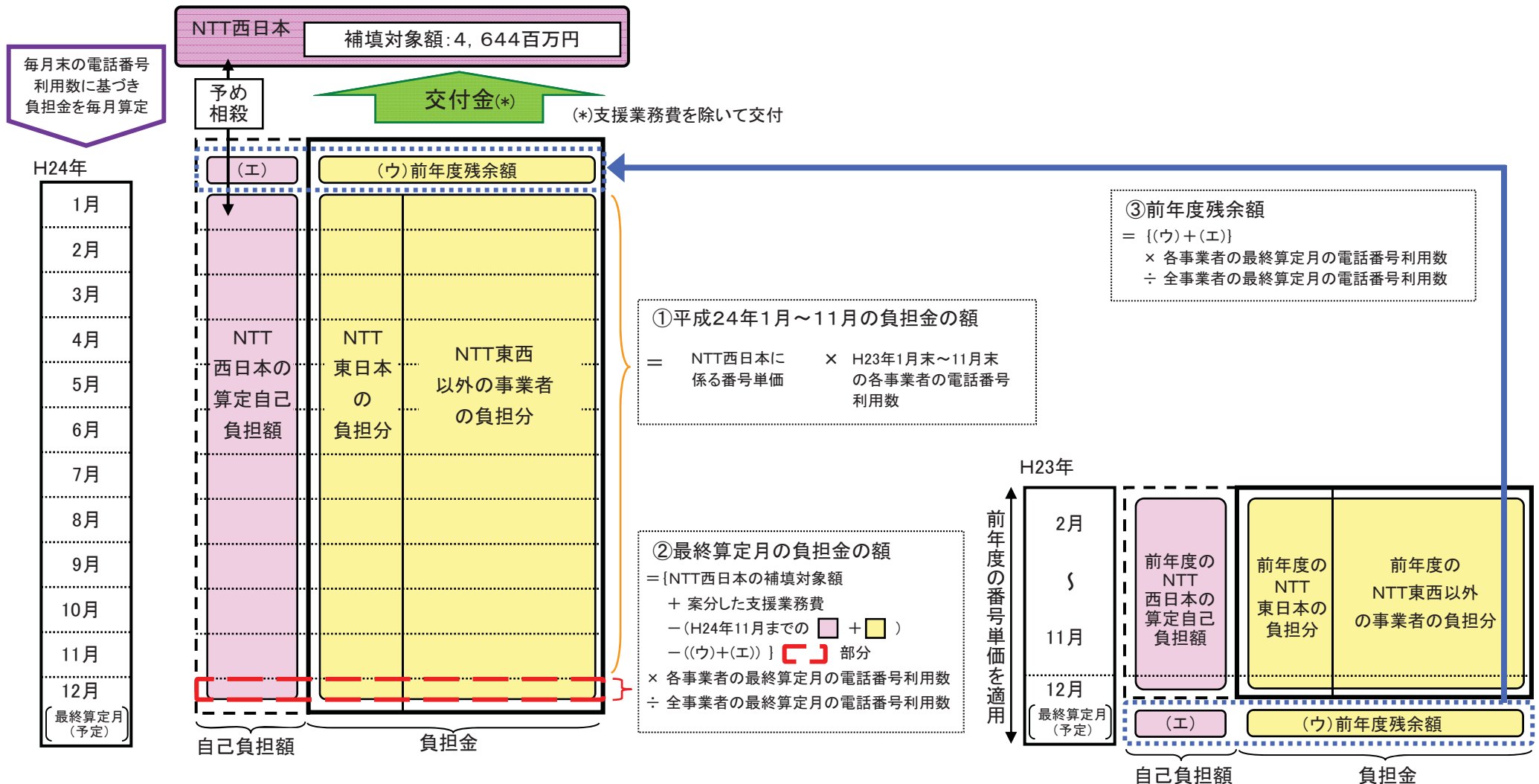
## 5-1 補填対象額を賄うために必要な「負担金の額」の徴収について【NTT東日本分】

- 各電気通信事業者（補填を受けるNTT東西自らを含む）は、毎月、「番号単価×電話番号利用数」等により算定される負担金を納付。
- 前年度の全負担事業者における最終算定月の番号単価に同月の電話番号利用数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除しても残る額（前年度残余額（＝（ア）））は、当年度の負担金の額に充当。
- 最終算定月については、補填対象額に案分した支援業務費を加えた額から前月までの負担額と算定自己負担額及び前年度残余額とNTT東日本の算定自己負担額における前年度残余額に相当する額（＝（イ））を減じた残余の額を各電気通信事業者の電話番号利用数で案分して算出。



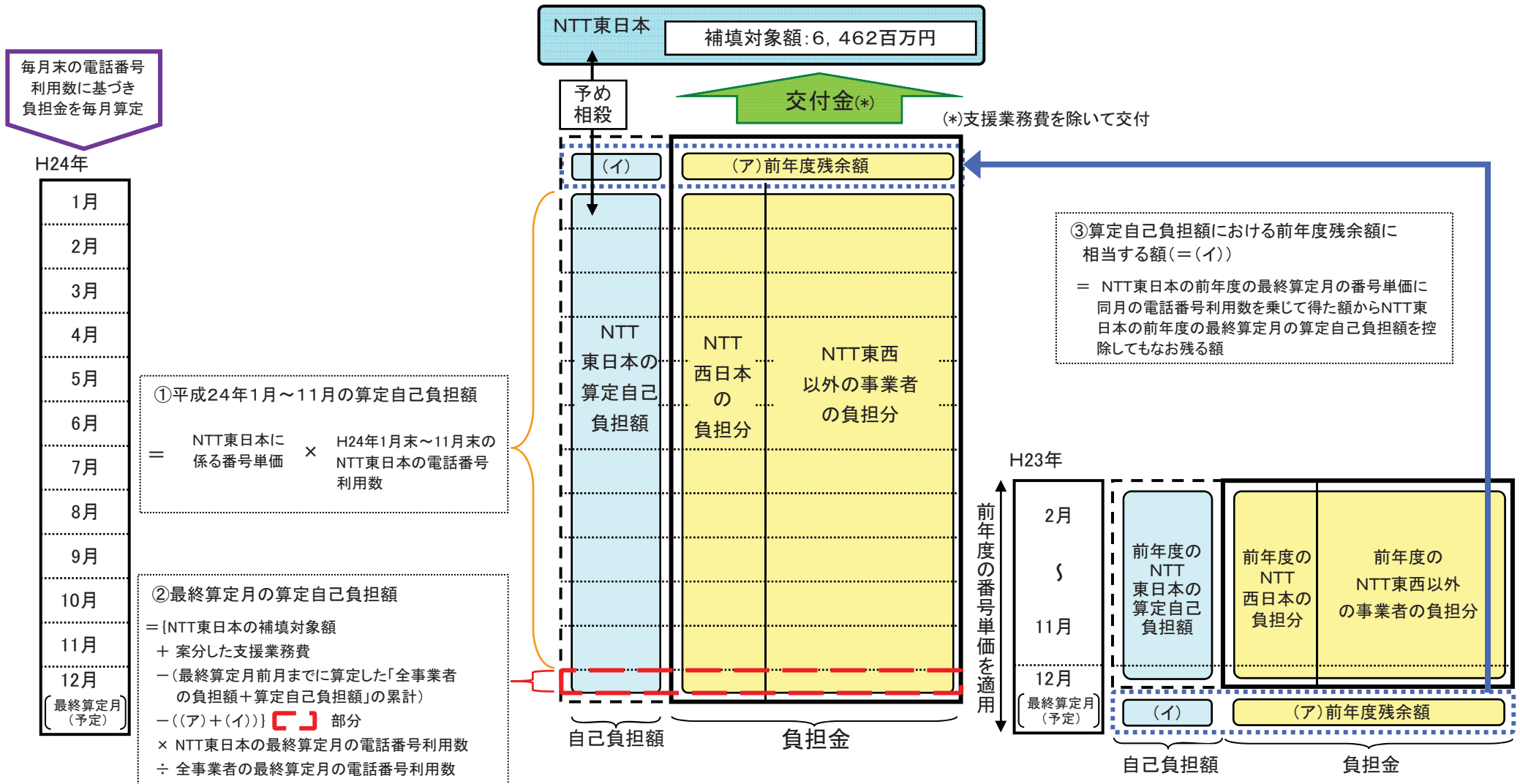
## 5-2 補填対象額を賄うために必要な「負担金の額」の徴収について【NTT西日本分】

- 各電気通信事業者（補填を受けるNTT東西自らを含む）は、毎月、「番号単価×電話番号利用数」等により算定される負担金を納付。
- 前年度の全負担事業者における最終算定月の番号単価に同月の電話番号利用数を乗じて得た額から前年度の認可に係る負担金の額を満たすために必要な額を控除しても残る額（前年度残余額（＝ウ））は、当年度の負担金の額に充当。
- 最終算定月については、補填対象額に案分した支援業務費を加えた額から前月までの負担額と算定自己負担額及び前年度残余額とNTT西日本の算定自己負担額における前年度残余額に相当する額（＝工）を減じた残余の額を各電気通信事業者の電話番号利用数で案分して算出。



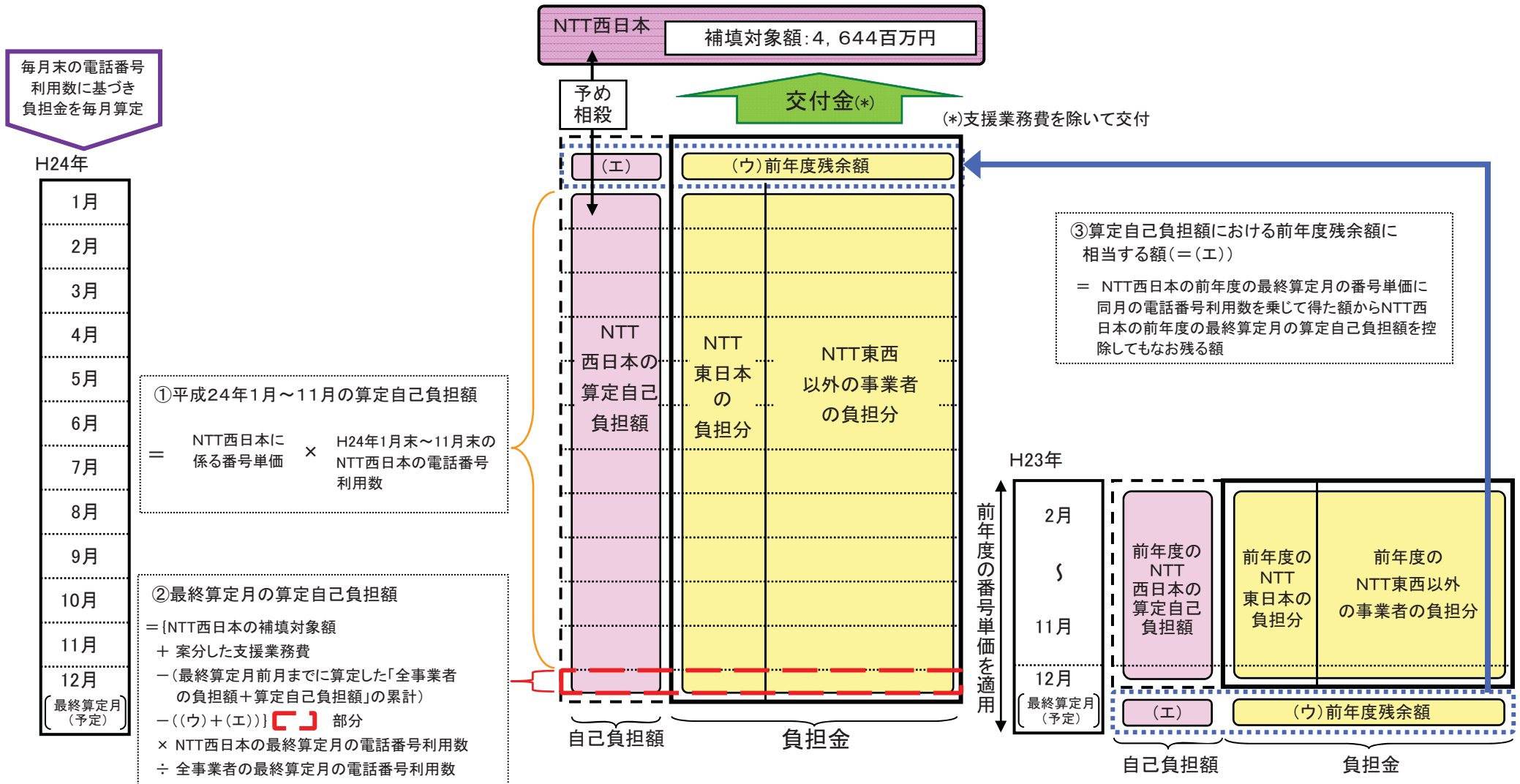
## 6-1 「交付金の額」の算定について【NTT東日本分】

- ・適格電気通信事業者であるNTT東西へは、補填対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額を交付金として交付。
- ・すなわち、NTT東日本の交付金の額 = NTT東日本の補填対象額(6,462百万円) - NTT東日本の算定自己負担額



## 6-2 「交付金の額」の算定について【NTT西日本分】

- ・適格電気通信事業者であるNTT東西へは、補填対象額からNTT東西の算定自己負担額を控除した額を交付金として交付。
- ・すなわち、NTT西日本の交付金の額 = NTT西日本の補填対象額(4,644百万円) - NTT西日本の算定自己負担額



【参考】 平成23年度支援業務費の詳細〔主な費用の昨年度予算額との比較〕

区分	平成23年度予算額	平成22年度決算額	平成22年度予算額	前年度予算額に対する増減等の説明
人件費	24,874千円	23,829千円	24,453千円	前年度予算比 +421千円 (室員の定期昇給に伴う給料手当 +254千円 他)
物件費等	12,131千円	10,101千円	12,071千円	前年度予算比 +60千円 (旅費交通費 +60千円)
(再掲) 諸謝金	3,512千円	3,511千円	3,512千円	前年度同額 ○平成23年度予算額の内訳 ・企業倒産、未納対策顧問弁護士 1,008千円 (± 0千円) ・監査関係費用等 1,945千円 (± 0千円) ・支援業務諮問委員会委員謝金 217千円 (± 0千円) ・会計経理事務一部委託 342千円 (+ 0千円)
周知費用	28,740千円	22,548千円	29,825千円	前年度予算比 -1,085千円 ○平成23年度予算額の内訳 ・新聞広告 15,205千円 (-1,500千円) - 昨年度と同様に11月下旬を目的に「半2」サイズにて1回実施。なお、地域コミュニティ紙への親子見学会の募集案内の掲載は取りやめ。 ・パンフレット作成費 600千円 (± 0千円) - 昨年度と同様に2万部作成し、各種団体・電気通信事業者等に配布。 ・ホームページ更新、保守管理 250千円 (± 0千円) ・コールセンター 9,920千円 (± 0千円) - 番号単価の今後の見込を考慮し、最小限の受付体制(現行)を維持。 ・インターネット広告 2,000千円 (± 0千円) - 昨年度と同様に新番号単価適用時期に合わせて1か月程度実施。 ・地方説明・見学会 665千円 (+ 375千円) - 8月に1回開催(松山市)。地域コミュニティ紙への募集案内の掲載に代え、パンフレットを作成・配布。 ・消費者団体との意見交換会 100千円 (+ 40千円) - 関係団体と共同で消費者団体との意見交換会を実施。回数を2回に増加。
予備費	3,000千円	0千円	3,000千円	前年度予算比 ± 0千円 【不測の事態に備えるため、平成20年度から計上】
総額	68,745千円	56,479千円	69,349千円	前年度繰越額 12,876千円